

平成30年5月28日

一般社団法人自立生活センター三田 代表 吉田みち 様

リメンバー7.26 神戸アクション・呼びかけ人

様 様 様

三田市長 森 哲



### 障害者男性監禁事件に関する再質問と再要望（回答）

平素は市政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、5月8日付で再提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。

#### 記

##### 〔質問〕

- 1 市障害福祉課が、この男性の状況について福祉関係者からの相談を1月16日に受けながらも18日まで訪問を延ばしたのはなぜですか。

先般お答えした通り、第三者からの虐待通報ではなく、当該男性の父親からの相談により把握した内容であるため、自宅訪問の日程については父親と調整した結果、1月18日になったものです。

- 2 1月18日に監禁状態を目撃し実態を把握してもなお、警察への通報、病院への緊急搬送などをすることなく、22日に初めて病院に同行するまで時間を置いたのはなぜですか。

先般お答えした通り、1月18日の訪問時に、当該男性への支援方法を父親に提案し、その後、受診できる病院の調整等を行った結果、1月22日(月)になったものです。当時は即生命等に危険を及ぼすものではないと判断し、警察への通報や救急搬送はいたしませんでしたが、この対応については改めて第三者委員会において検証を行ってまいります。

- 3 実態を把握してから2月22日までの間、警察への通報をしなかったのはなぜですか。

先般お答えした通り、当該男性への支援を最優先に考え、将来にわたり安定的に支援が受けられるよう、各種手続き等を優先して行っていったためです。

4 その後3月8日までの間、過去の応談の記録の確認をしなかったのはなぜですか。

先般お答えした通り、通常使用している箇所については即時に確認しましたが、日常的には使用していない書架を、念のために確認したところ、20年以上前の記録が残っているのを発見したものです。

5 1月18日から22日の間に被害者の施設入所が決められた際、当人の意向確認はどのようにして行われましたか。また、グループホーム・ショートステイ等他の選択肢は示されましたか。

当該男性に寄り添った、最も適する支援方法を検討してきました。現在も支援を継続しており、今後とも当該男性の立場に立って必要な支援について進めてまいります。

6 被害者男性の今後の地域移行支援の進め方についてどう考えていますか。

5.でお答えした通り、当該障害者の方に寄り添った最も適する支援方法を検討してきました。現在も支援を継続しており、今後とも当該障害者の方の立場に立って必要な支援について進めてまいります。

7 20年以上前の応談記録に監禁・虐待の記録はなかったのですか。もしなかったのなら、把握できなかったのはなぜですか。

当時の記録内容では、監禁や虐待がうかがえるものではないと考えますが、この件についても改めて第三者委員会において検証を行ってまいります。

8 20年以上前の応談時点で容疑者が被害者男性を施設に入りたいと希望していたとの報道がありますが、それは記録されていないのですか。

個別の支援内容については、個人情報のためお答えできません。なお、平成25年の三田市障害者生活支援センターの相談記録については、1次的な受付記録で、家族以外の親族からの問い合わせに対し、施設入所に関する情報提供にとどまる簡易的な記録であるため、公表したものです。

9 4月9日の会見で、20数年前の対応、今年明けからの対応いずれについても問題なしとした高見智也健康福祉部長の見解の根拠は何ですか。

先般お答えした通り、20年以上前の記録に記載されている内容を見る限りは、その当時、一般的に考えられる適切な対応ができていたと判断しています。なお、本年1月以降の対応についても、その時々状況を総合的に判断して実施してきましたが、より適切な対応があつたのではないかとご指摘をいただいておりますので、ご指摘は真摯に受け止め、今後、第三者委員会で検証する予定にしています。

10 神戸新聞の記事によると、森哲男市長は取材に対し「20年以上前はまだ障害者の人権を尊重する法律が整っておらず、実態が見過ごされていたのではないか。」と答えています。しかし、1960年施行の知的障害者福祉法をはじめ、当時の時点で障害者の実情の把握と必要な情報サービスの提供を義務付ける法律は整備されていました。この発言をした市長の認識についてご説明ください。

先般お答えした通り、障害者虐待防止法だけでなく、高齢者虐待防止法も児童虐待防止法も施行されていない時代の状況を説明したものです。長期間にわたり支援ができなかったことを肯定するものではありません。

参考：障害者虐待防止法 平成24年10月施行、高齢者虐待防止法 平成18年4月施行、  
児童虐待防止法 平成12年11月施行

11 同様の悲劇が繰り返されないために、市はどのような改善策を図ろうとしていますか。また、報道によって伝えられる検証のための第三者委員会の人選をどのような方法によって行おうとしていますか。

今回設置予定の第三者委員会において、過去も含めた今回の件にかかる行政の対応について検証を行うとともに、改善策についてもご意見をいただきたいと考えております。この第三者委員会委員の人選については、広域的、また専門的な視点でかつ客観的に市の対応を検証していただくため、下記の委員を選任いたしました。なお、会議は個人情報等を扱うため非公開としますが、個人情報に配慮する中で、検証結果の公表方法は検討してまいります。

区分	氏名
学識経験者	谷口 泰司
弁護士	三好 登志行
医療機関	田中 究
障害福祉施設等	蘆葉 和裕
社会福祉士	田島 啓子
相談支援事業所	玉木 幸則
兵庫県	崎濱 昭彦

〔要望〕

- 1 障害者の支援・救済という目的で、また事件への対応を目的として、洲本5人殺害事件への対応として導入された兵庫県の精神障害者継続支援体制、相模原障害者殺傷事件への対応として国会に上程された精神保健福祉法改正案のような障害者の人権の制限・監視の強化を行わないでください。

先般お答えした通り、支援を必要とされている方に、適切な支援を届けることができるようにすることが重要と考えており、人権の制限や監視の強化を行うものではありません。

- 2 同様に、今後の施策の検討において、障害者の支援・救済の手段として施設入所のみを前提としないでください。また支援において障害者本人の意向確認作業を必ず行うことを明記してください。

先般お答えした通り、個々の状況に応じた対応を行います。

- 3 事件の検証のための第三者委員会招集において、また障害者施策の策定・実施の全段階において、障害者権利擁護に携わる障害当事者をその中心に据えてください。

第三者委員会委員の人選については、市の対応について検証を行う目的を果たすべく、広域的、第三者的な視点で検証していただくために学識経験者、法律関係者、障害当事者を含む福祉関係者等から選任しております。

- 4 市長・市議会議員・市職員が障害者権利条約および障害者の権利を守るための国内法を熟知し理解するよう徹底してください。

先般お答えした通り、市職員対象の研修を検討します。

問い合わせ

健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課

TEL 079-559-5075 Fax 079-562-1294

メール syogai\_u@city.sanda.lg.jp